

< 継続 > 取組項目

基本方針 1 安心・安全な消費生活環境の整備 項目数 2 9

(1) 安全の確保

ア 食品の安全の確保

取組内容	推進状況	担当課
1 食品に関する危害についての調査、勧告及び事業者名等の公表 消費者の生命、身体又は財産に係る被害を及ぼす食品に関する相談に関して、検査等を実施している機関を紹介するほか、必要と認める場合には、本市が食品の調査(検査機関等へ依頼)を行う。また、調査の結果、必要であれば、経過及び結果の公表を行う。	調査事例なし (調査事例なし)	文化市民局 市民総合相談課
4 食品衛生監視員による緊急時の立入調査を含む飲食店等の監視指導の実施 食品衛生法第24条の規定による京都市食品衛生監視指導計画に基づき、市内 11 保健所及び中央卸売市場内第一検査室の食品衛生監視員が食品関係施設に対し監視指導を実施する。	食品関係施設数 42,071 施設(9月末現在)(42,389 施設) 延監視指導件数 44,117 件(9月末現在)(88,430 件)	保健福祉局 生活衛生課
5 食鳥検査の実施 市内11保健所並びに衛生公害研究所が処理場の監視指導及び食鳥肉の収去検査等を実施する。なお、年間30万羽を超えて処理する施設の食鳥検査は(社)京都保健衛生協会に委託している。	(社)京都保健衛生協会が実施した食鳥検査の羽数 357,431 羽(9月末現在)(771,192 羽)	保健福祉局 生活衛生課
6 BSE全頭検査の実施 衛生公害研究所病理部門が中央卸売市場第二市場にて食用に処理されるすべての牛について牛海綿状脳症のスクリーニング検査を実施する。	検査頭数 3,892 頭(9月末現在)(7,493 頭)	保健福祉局 生活衛生課
7 衛生公害研究所における保健衛生、食品衛生等の調査研究、試験検査等の実施 食品衛生法第24条の規定による京都市食品衛生監視指導計画に基づき、市内11保健所及び中央卸売市場内第一検査室、第二検査室の食品衛生監視員が食品関係施設から食品を収去(抜き取り)し、衛生公害研究所にて検査を実施する。	検査食品数 957 (9月末現在)(2,335) 延検査項目数 27,795(9月末現在)(46,020)	保健福祉局 生活衛生課
8 食品表示に関する監視、情報収集及び提供 食品表示について、消費生活モニターに対し、疑わしい食品表示について注意喚起し、寄せられた情報の内容に応じて国及び府並びに市関係機関に通報等を行う。	事例なし (事例なし)	文化市民局 市民総合相談課

イ ものの安全の確保

1 商品等に関する危害についての調査, 勧告及び事業者名等の公表 消費者の生命, 身体又は財産に係る被害を及ぼす商品等に関する相談に関して, 検査等を実施している機関を紹介するほか, 必要と認める場合には, 本市が商品等の調査(検査機関等へ依頼)を行う。また, 調査の結果, 必要であれば, 経過及び結果の公表を行う。	調査件数 8件(9月末現在)(2件)	文化市民局 市民総合相談課
3 薬事法に基づく医薬品販売業者に対する監視指導の実施 医薬品一般販売業(卸売一般販売業を除く(注)), 医薬品特例販売業を所管し, 市民に対して適正かつ安全に提供されるよう監視業務等を行い, 適正な管理及び販売をするよう指導を行う。 (注)右欄の「一般販売業」については, いずれも卸売一般販売業を除く。	監視実績 一般販売業 62 件(9月末現在)(169件) 特例販売業 3 件(9月末現在)(45件) 上記のうち口頭又は文書による指導 一般販売業 22 件(9月末現在)(46件) 特例販売業 0 件(9月末現在)(0件)	保健福祉局 地域医療課
4 毒物及び劇物取締法に基づく販売業者の監視指導の実施 毒物劇物販売業を所管し, 毒物劇物の流通時における危害が防止されるよう監視業務を行い, 適正な管理及び販売をするよう指導を行う。	監視実績 毒物劇物販売業 100 件(9月末現在)(247件) 上記のうち口頭又は文書による指導 毒物劇物販売業 26 件(9月末現在)(53件)	保健福祉局 地域医療課
5 衣類や家庭用洗剤などの試買検査, 施設の監視指導の実施 市内の衣類や家庭用品等について衛生公害研究所において試売検査を実施。家庭用品の製造, 輸入及び販売者に対し監視指導を実施する。	試買検査 276(9月末現在)(670)	保健福祉局 生活衛生課
6 産業技術研究所における品質試験及び研究の実施 繊維製品にかかわる各種消費性能試験を行うほか, 使用に伴い発生した故障の原因等の追究を行う。また, 一般向けにはホームページ等を通じて繊維製品に関連した各種情報提供を行う。	技術相談室受付件数 681 件(9月末現在)(1,455 件)	産業観光局 繊維技術センター

ウ 建物の安全の確保

取組内容	推進状況	担当課
1 建物の耐震対策の促進	特定建築物(多数の人が利用する病院,百貨店,事務所等の一定の建築物)について,耐震診断に基づき,現行の耐震基準を満たすように耐震改修を行おうとする所有者に対し,耐震改修計画の認定を行う。 認定件数 7件(9月末現在)(7件)	都市計画局 建築指導課
	耐震改修促進のため,補助対象地区内において,耐震診断の結果,倒壊の危険性があると判断された住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。 相談件数 71件(9月末現在)(149件) 助成件数 2件(9月末現在)(4件)	都市計画局 住宅政策課
2 アスベスト対策の実施 ・ 情報提供 住まい等様々な場所で使われているアスベストによる健康障害に関する不安の軽減に向け,相談や情報提供等を行う。 ・ 大気汚染防止対策 一般環境大気中のアスベスト濃度については,昭和 61 年度から測定しており,平成 3 年度以降は,市内2地点(定点)において測定し,経年的な変化の把握を行う。また,法に基づく特定粉じん(アスベスト)排出等作業の届出,監視・指導を行う。	・ 情報提供 市民生活センターで関係機関を含む相談窓口を紹介するほか,住まいや健康など本市の既存の相談窓口で,アスベストについても,それぞれの分野に係る相談を受け付けており,引き続き,情報提供を行う。	関係局
	・ 大気汚染防止対策 濃度測定 平成 19 年度 1 月～2 月実施予定 (平成 19 年 1 月実施 市役所局 0.35 本/L 壬生局 0.41 本/L (ともに幾何平均値)) 法に基づく届出数及び立入件数 届出 80 件 立入件数 62 件 (9 月末現在) (届出 223 件 立入件数 197 件)	環境局 環境指導課
3 理・美容所,クリーニング所等生活衛生関係営業施設の衛生監視指導の実施 生活衛生関係営業施設(理容所,美容所,クリーニング所,旅館業,公衆浴場,興行場)について,法,要領等に基づき許可,検査確認,届出受理業務を行う。また,当該営業施設については環境衛生監視員による立入監視による法規制の遵守,衛生管理の徹底を指導し,利用者(市民)の安全の確保を図る。	監視指導件数(9月末現在)() 旅館業 839 件(1,294 件) 興行場 6 件(65 件) 公衆浴場 461 件(459 件) 理容所 23 件(1,349 件) 美容所 81 件(2,677 件) クリーニング所 827 件(1,605 件)	保健福祉局 生活衛生課

4 興行場、百貨店等特定建築物の衛生監視指導の実施 特定建築物(興行場、百貨店等)所有者等の建築物に対する維持管理状況を調査すると共に、空気環境等の現場測定結果を基に所有者等に対し、適正な維持管理を指導することにより、当該建築物を利用する者の健康の保護を図る。	監視指導件数(9月末現在) () 興行場 0件(16件) 百貨店 1件(25件) 店舗 2件(68件) 事務所 127件(122件) 学校 60件(59件) 旅館 95件(100件) その他 1件(29件)	保健福祉局 生活衛生課
5 大規模建築物等の防災対策指導の実施 高層建築物や大規模特殊建築物については、防災対策に合理性や整合性を求める必要があるほか、建築基準関係法令による規制以上の行政指導を付加することにより、よりよい建築計画とすることが望ましい。このため、都市計画局(建築指導部建築指導課、建築審査課)及び消防局が建築主と協議を行い、建築物防災計画書を作成させる。	建築物防災計画書の協議件数 5 件(9月末現在) (23 件)	都市計画局 建築指導課
6 「すまい体験館」における総合的な住情報の提供 住情報を総合的に提供する施設である、「すまい体験館」を運営し、「すまい体験館」には、住宅に関する総合的な相談窓口、すまいに関する書籍等の自由な閲覧及び貸出しができる図書室、体験館の運営するホームページや公共賃貸住宅募集情報を閲覧できるコーナー、身体の機能が低下した場合の住宅における日常生活動作の擬似体験コーナー及びバリアフリー住宅の構造、設備の常設展示コーナーを備える。	来館者数 1,405 人(9月末現在)(2,727 人)	都市計画局 住宅政策課
7 専門家による住宅に関する講座「すまいスクール」の実施 市民の住宅に関する知識を高め、すまいづくりに関する市民の意識を啓発するため、専門家による講座を実施する。バリアフリー体験等をテーマとする親子向け講座、分譲マンション管理等をテーマとして講師を派遣する出張型講座、バリアフリー改修・耐震改修等をテーマとする専門家向け講座等を実施する。 *内訳 すまいスクール:「リフォーム」等に関する講座 10 回、見学会等 3 回、実習講座 2 回 参加者延べ 324 人 すまいスクール出張版:「分譲マンション管理」に関する講座 5 回 参加者延べ 49 人、「耐震改修」に関する講座 2 回 参加者延べ 25 人、 「悪質リフォーム商法対策」に関する講座 1 回 参加者延べ 79 人 親子向けすまいスクール:「バリアフリー」に関する体験型講座 1 回 参加者延べ 6 人、「家づくり」に関する体験型講座 2 回 参加者延べ 26 人	開催回数 26 回 参加者 509 人(9月末現在)* (開催回数 47 回 参加者 1,849 人)	都市計画局 住宅政策課

(2) 適切な商品選択が行える環境の確保

ア 商品・サービスに関する情報の適正化の推進

取組内容	推進状況	担当課
2 商品等表示基準・単位価格表示基準・包装基準の遵守状況調査、指導等の実施 商品等を購入し、また使用・利用する際に、商品についての必要な情報が得られ、その内容等を誤認することを防止するため、「商品等表示基準」、「単位価格表示基準」、「包装基準」を定めており、これら3つの基準の遵守に向けて、調査、指導等を実施する。 消費生活モニターにより、次の基準遵守状況調査の実施(6～7月) ・ 商品等表示基準 (店頭調査) 対象店舗数 30 店 ・ 包装基準(過大包装疑義商品の試買調査) 試買商品点数 63 点 試買調査に基づく指導等の実施 店舗数 27 店 商品数 49 点	・単位価格表示基準 実施状況等アンケート調査 54 店舗回収(集計中) * 9月 124 店舗に郵送し、調査票返送 55 店舗 (回収率 44.4%、ただし 1 店舗は 100 m²未満のため実施状況の集計からは除外) ・包装基準 市民総合相談課職員による店頭調査(12月～) * 今後の啓発、指導のあり方の検討を行う参考とするため、事業者からの取組状況ヒアリングを併せて行う。	文化市民局 市民総合相談課
3 過大包装疑義商品試買調査の実施 包装基準に定める空間容積率に関して違反する疑いのある商品を購入するにあたり、店頭での販売状況を調べて試買することにより、遵守状況を調査する。 また、消費者の関心の高い商品等について効果的な指導を行うため、試買に際しては、モニターの情報など、消費者意見を取り入れる工夫を行いながら実施する。	市民総合相談課職員による店頭調査を行い、必要に応じて、過大包装疑義商品を試買する。(予定) 消費生活モニターによる過大包装疑義商品の試買調査(6～7月) モニター数 50 人 試買商品点数 63 点	文化市民局 市民総合相談課
4 青果・水産物の品質表示明記に関する事業者指導の実施 中央卸売市場に入荷する青果・水産物について、原産地などの「品質表示」を明記することなど、商品情報を確実に次の流通段階に伝達できるよう、啓発のための説明会、講習会等を実施する。	講習会、説明会 2 回 (5 回)	産業観光局 中央卸売市場第一市場
5 牛肉、豚肉の流通の事業者指導の実施 消費者が安全・安心な食肉を購入できるようにするため、市場における売買取引等が、法令に則して適切に行われているかなどの点を中心に、卸売業者や関連事業者等の指導監督等を行う。	・ 卸売業者及び売買参加者に対する適正表示の指導(随時) ・ 取引の方法等に関する指導(随時)	産業観光局 中央卸売市場第二市場
6 食品衛生監視員による適正な表示の指導の実施 京都市食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生監視員が食品関係施設に対して監視指導及び収去(抜き取り)等、あらゆる機会において食品衛生法に基づく表示について監視指導を実施する。	表示について指導が必要な場合、随時、実施 * 1 - (1) - ア - 4「食品衛生監視員による緊急時の立入調査を含む飲食店等の監視指導の実施」においても、適宜、実施している。	保健福祉局 生活衛生課

7 食品の健康保持増進効果等に関する広告等の監視指導の実施 健康増進法第32条の2に基づき、食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告などの適正化のための監視指導を実施する。	相談件数 3 件(9月末現在) (3件)	保健福祉局 健康増進課
8 栄養表示基準、保健機能食品制度に従った表示の遵守指導の実施 関係業者に対して、制度に従った表示を行うことを周知指導し、市民に対して、見方と活用方法について普及を行う。	相談件数 28件(9月末現在) (68件)	保健福祉局 健康増進課
10 計量に関する検査、指導の実施 適正な計量の実施を確保するため、取引又は証明に使用する質量計の定期検査や一般小売店、スーパー等を対象に特定商品の量目検査及び指導を行う。	定期検査実績(9月末現在)() 検査器物数 4,189 個(9,480 個) 合格器物数 4,173 個(9,443 個) 不合格器物数 16 個(37 個) 量目検査実績(9月末現在)() 検査件数 409 件(630 件) 不正件数 12 件(5 件)	産業観光局 計量検査所

イ 生活必需品の安定的かつ円滑な供給の確保に向けた取組の推進

1 生活必需品についての情報の収集・提供及び調査の実施 生活必需品の価格の動向や需給の状況についての情報収集・提供及び緊急時等の価格の調査を実施する。	生活必需品の価格動向等については、京都府及び総務省統計局による価格調査結果により情報収集を行う。 なお、市民総合相談課ホームページで、物価情報としてリンク集を発信している。	文化市民局 市民総合相談課
2 事業者及び事業者団体への生活必需品に関する措置要請 生活必需品について、情報収集の結果、価格高騰、供給不足の恐れがあるときは、事業者・事業者団体に必要な措置を要請する。	事例なし(事例なし)	文化市民局 市民総合相談課
3 中央卸売市場の適切な運営による適正な価格の形成 第一市場：青果・水産物について、公正な取引が行われるよう、せり人等に対する講習、卸売会社に対する業務検査の実施等を通じて指導する。 第二市場：入荷する食肉について、公正な評価による透明性の高い卸売価格が形成されるため、市場取引に関して業者への指導監督等を行う。	・ せり人、補助せり人、売買参加者講習会 各1回(各1回) ・ 卸売会社業務検査 4社各1回(予定) (4社各1回) ・ せり取引時における監視(常時) ・ 販売原票等の書類確認(常時)	産業観光局 中央卸売市場第一市場
	・ せり取引時における監視(常時) ・ 販売原票等の書類確認(常時)	産業観光局 中央卸売市場第二市場